

令和5年度磐梯町地域農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

当該地域は、会津地方の北東部に位置し、59.79Km²と東西に広がっている。耕地の大部分が中山間地域であり、標高差により東部・中部・西部の3地区に分かれる。町全域の基幹作物は水稲であるが、水稲を中心とした複合経営により畑作振興に取り組んでおり、東部地区においては、露地野菜(アスパラガス・ネギ)、施設野菜(生食トマト・アスパラガス)・葉茎野菜(ホウレンソウ)、花卉(リンドウ等)、菌茸類(乾燥等)、西部地区においては、果樹(リンゴ・ブドウ等)などを生産している。

しかしながら、農家の高齢化や後継者の不足により農家戸数の減少が見られるとともに、不作付地の拡大が進んでいる。こうした中で、地域の安定的な農業生産活動維持のため、新規就農者の確保、一定以上の経営規模を備えた農業者、集落営農、法人を担い手として認定し生産への支援や育成を行っていくことが必要である。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

(1) 適地適作の推進

土地利用型作物のそば、労働集約型作物の園芸・果樹などは、排水対策、土壌改良等の栽培に関する生産基盤の整備を行い栽培に適した圃場にすることが重要である。

そばは、町内全域で作付けされ収穫作業の大部分をJAが請け負っている。品質確保のため適期播種・適期刈取りによる適作の推進を図る。

作物ごとの課題は、畑地化により手厚く支援される麦・大豆にあっては、麦は水稲で使用する機械が使用可能で費用の抑制が図れる等の利点はあるが、中山間地域における麦栽培は、凍霜害による不稔、梅雨による穂発芽等、気象を原因とする障害が発生しやすい傾向にあり、その対策・回避技術に不安があるため検証する必要がある。

園芸作物は、地域に適した品目の検討や出荷先の確保に向けた実需者との話し合い等に向けての検討を図っていく必要がある。

また、近年の野生鳥獣による農作物・農地被害は町内全域にわたり増加傾向にあり、農村環境形成や生産性の低下を招き、生産意欲の減退につながる等その影響は深刻化していることから、鳥獣害対策を講じて本来の農業生産適地を確保するため集落単位などによる一体性をもった対策の推進を図る。

(2) 収益性・付加価値の向上

「磐梯町農産物ブランド化推進会議」を設置して、町の地域性をとらえながら、消費者に信頼される農産物のブランド化を図るため、品目を限定せず、環境保全型農業に取り組んでいる。生産は土壌分析により、適正な施肥設計によるコスト低減や、自然環境負荷を考慮して、基肥は有機資材を基本に、特別栽培農産物又は有機JASによる農業生産方式とあわせ、農業生産工程管理(GAP)の各第三者認証取得を要件とする差別化により付加価値

値の向上を図っている。

また、地域ブランドの形成を行う必要もあるため、多様な担い手を中心に、新たな農産物の選定や、新品種と新技術の導入を農業者に促すなど、農業者自らが営農計画を判断するとともに、JAをはじめ関係機関との連携を図りながら、産地と実需者等の結びつきを図るなど、収益性の向上に向けた検討を行う。

(3) 生産・流通コストの低減

一般品種による飼料用米の取組は、今後、産地交付金が減額されることから、大規模農家を中心に多収品種への切り替えを推進していく必要がある。

なお、一般品種も含め切り替えに際して推進する品種は、需要に応じた米の生産・販売に関する要領に記載される多収品種の他、病虫害抵抗性が期待できる福島県水稲オリジナル品種等を推奨し、肥培管理は標準単収以上を確保する施肥体系とするほか、農地の集積・集約による省力化も重要となる。

コスト低減については、農業者の高齢化や就農率の減少が進み、少数の担い手が競争力のある農業を実践するなかで低コストを目指すには、スマート農業等の新たな作業形態を導入して省力化を図ることも必要であり、必要に応じた機器の導入や圃場改良等を普及する体制整備を検討するとともに、流通コストを含め低減化の実現を目指す。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

(1) 地域の農地の在り方

農業従事者の高齢化や担い手不足などから、担い手の確保が急務となっている。

近年の地域中心経営体に位置づけられる新規就農者等の営農形態は、乾燥施設等の専用設備が必要になる等、初期経費がかかる水稲に新規就農者等の取組者は少なく、園芸作物を中心とする労働集約型作物が増加していることから、水田における園芸作物の作付推進を図り将来的に畑地化を進める。

(2) 水田の利用状況の点検方針・点検結果を踏まえた対応方針

転換作物の定着により、今後5年間水稲を組入れない作付体系が見込まれる圃場の有無について関係機関と点検を行い、高収益作物や畑作物に取組んでいる農地を確認した。

こうした農地は、畑地化促進事業により、畑地利用に向けて円滑に移行できるよう、需要に応じた畑作物の生産が安定するまで支援を行う。

今後も引続き、転換作物の定着により畑地化の要件に該当する水田の点検を営農計画書と現地確認により把握するとともに、関係機関と協議のうえ畑地化支援対象農地となるよう進める。

(3) 地域におけるブロックローテーション体系の構築

ブロックローテーションは行われていないが、今後、関係機関と連携をして、水田のフル活用による農業所得の向上を目標に、地域の実情に応じた協議を進める。

具体的には、水稲を組み入れない栽培体系が定着する水田の確認は、今後も営農計画書等からその動向を把握して、現地確認を行い、畑地化とする場合には、地域の実情に合った作物を選択するなど計画的な作付を推進する。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

生産数量(面積)の目安やＪＡ等の集荷団体が策定する販売計画をもとに、適切な作付面積を確保して生産する。

当町では主要品種である「ひとめぼれ」を中心に作付けが行われているが、新品種銘柄米の導入を積極的に行い、農業者が安心して生産できる体制と食味値の向上や省力的な栽培を取り入れ、需要を意識した米づくりによる主食用米、「ばんだい米」としての産地形成に向けて、ＪＡをはじめ関係機関との連携を図り推進する。

また、町が推進する環境保全型農業においては、安全・安心な米づくりの産地とするため、販路拡大と実需者のニーズに対応する有機栽培技術の向上を図るため、品質の可視化を行うなど、消費者目線での「SDGsな売れる米づくり」により、生産販売の推進方策等について継続して検討する。

(2) 備蓄米

県別優先枠を基本に主体的に取組み、ＪＡ等の集荷団体と連携しながら優先枠の確保に努め、安定供給に取り組む。

(3) 非主食用米

ア 飼料用米

主食用米の需要が減少している中において、米価の安定と農業者の経営所得を確保するため、産地交付金と町からの上乗せ支援である「磐梯町飼料用米等推進交付金」により令和３年産から令和５年産において、飼料用米の本作化に取り組む非主食用米への作付の転換を図る。

多収品種への転換は、地域にあった品種を選定し、確実な多収穫を確保するため関係機関と連携し、肥培管理等の支援を行い、単収の向上、生産コストの削減を図る。

イ 米粉用米

該当なし

ウ 新市場開拓用米

該当なし

エ WCS用稲

該当なし

オ 加工用米

該当なし

(4) 麦、大豆、飼料作物

該当なし

(5) そば、なたね

そばについては、担い手への作業集積を図り、排水対策等の実施や高性能機械の導入により、品質・収量を確保して生産性の高い産地の育成に努め、現行の栽培面積を維持又は拡大を図る。

なたねについては、該当なし。

(6) 地力増進作物

農作物生産の基盤となる、土壌条件の改善を図り地力を確保することは、生産力の安定化を図るうえで重要であり、地力増進作物をすき込む土壌環境整備は有効であると考えますが、化学肥料等の代替としてどの程度の効果が期待できるか、化学肥料をどの程度低減できるか等について、堆肥との併用を含めながら地力増進効果とコスト削減について検討する。

(7) 高収益作物

高収益作物においては、食料自給率及び自給力向上のため、JAのほか地域密着型販路(道の駅・スーパー等)を拡大していく。

また、産地交付金を活用し「トマト」「アスパラガス」「ピーマン」「ネギ」「ナス」「リンドウ」「グラジオラス」「ブドウ」を振興品目として推進を図る。

5 作物ごとの作付予定面積等

～

7 産地交付金の活用方法の概要

別紙のとおり

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和5年度の作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	287	0	212	0	212	0
備蓄米	37	0	40	0	40	0
飼料用米	65.1	0	130	0	130	0
米粉用米	0	0	0	0	0	0
新市場開拓用米	0	0	0	0	0	0
WCS用稲	0	0	0	0	0	0
加工用米	0	0	0	0	0	0
麦	0	0	0	0	0	0
大豆	0	0	0	0	0	0
飼料作物	0	0	0	0	0	0
・子実用とうもろこし	0	0	0	0	0	0
そば	51	0	18.3	0	18.3	0
なたね	0	0	0	0	0	0
地力増進作物	0	0	0	0	0	0
高収益作物	7.4	0	7.1	0	7.1	0
・野菜	6.3	0	5.7	0	5.7	0
トマト	3	0	1.5	0	1.5	0
アスパラガス	1.6	0	2	0	2	0
ネギ	0.6	0	1	0	1	0
ピーマン	0.6	0	0.4	0	0.4	0
ナス	0.5	0	0.8	0	0.8	0
・花き・花木	0.7	0	1	0	1	0
リンドウ	0.5	0	0.7	0	0.7	0
グラジオラス	0.2	0	0.3	0	0.3	0
・果樹	0.4	0	0.4	0	0.4	0
ブドウ	0.4	0	0.4	0	0.4	0
・その他の高収益作物	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
・	0	0	0	0	0	0
畑地化	0	0	28.92	0	28.92	0

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	野菜 トマト、アスパラガス、 ピーマン、ネギ、ナス（基 幹作物）	振興作物推進助成	作付面積	（令和4年度） 6.3ha	（令和5年度） 5.7ha
	花き リンドウ、グラジオラス （基幹作物）	振興作物推進助成	作付面積	（令和4年度） 0.7ha	（令和5年度） 0.7ha
	果樹 ブドウ （基幹作物）	振興作物推進助成	作付面積	（令和4年度） 0.4ha	（令和5年度） 0.4ha
2	飼料用米（多収品種） （基幹作物）	飼料用米多収栽培 技術導入支援	飼料用米（多収品種） 多収栽培技術導入によ る取組面積 10a当たりの収量（多収 品種圃場の平均単収） 10a当たりの生産費	（令和4年度） 8.8ha 572kg/10a 127,205円/10a	（令和5年度） 30.0ha 660kg/10a 127,205円/10a
3	飼料用米（一般品種） （基幹作物）	飼料用米推進助成 （一般品種）	飼料用米（一般品種） の取組面積 10a当たりの生産費	（令和4年度） 56.3ha 138,822円/10a	（令和5年度） 100.0ha 138,822円/10a

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名: 福島県

協議会名: 磐梯町地域農業再生協議会

整理番号	用途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	振興作物推進助成	1	5,800	野菜(トマト・アスパラガス・ピーマン・ネギ・ナス)、花き(リンドウ・グラジオラス)、果樹(ブドウ)(基幹作物)	作付面積に応じて支援
2	飼料用米多収栽培技術導入支援	1	5,100	飼料用米(多収品種)	多収品種の作付、多肥栽培等により支援
3	飼料用米推進助成(一般品種)	1	4,600	飼料用米(一般品種)	作業効率化を図るための取組、10a以上の作付面積により支援

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする用途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は用途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする用途は「1」、二毛作を対象とする用途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする用途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする用途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。